

## 原子力災害対策指針改定案の内容と地域防災計画（原子力編）への反映状況

原子力災害対策指針改定案の内容	地域防災計画（原子力編）への反映
<p>原子力災害事前対策</p> <p>○緊急時における判断及び防護措置実施基準の具体化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態の初期対応段階を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に区分して、各区分を判断する際の施設の状況（EAL：緊急時活動レベル）の考え方及び各区分に応じた主な防護措置について記載。</li> <li>・全面緊急事態に至った後、放射性物質が環境中に放出された後の適切な防護措置の判断基準となる空間放射線量率等（OIL：運用上の介入レベル）の考え方及び各数値に該当した際の主な防護措置について記載。</li> </ul>	<p>（p 8）第 1 章第 7 節原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態に応じて予防的な防護措置を準備し、実施することを記載</li> <li>・UPZ及びUPZ外において、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施すること、OILの表について記載</li> </ul> <p>（P 6 2）第 3 章第 4 節屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難、屋内退避、一時移転等のための基準について、OILの値を基準とすることを記載</li> </ul> <p>（P 6 8）第 3 章第 6 節飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食物の摂取を制限についてOILの値等を踏まえることについて記載</li> </ul>
<p>被ばく医療</p> <p>○被ばく医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急・災害医療組織を最大限に活用するとともに、周辺地方公共団体を含む広域の医療機関が連携することなどについて記載。</li> </ul> <p>○安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PAZ域内については住民等への事前配布の導入、PAZ域外については地方公共団体による備蓄等を行うことなどについて記載。</li> </ul> <p>○スクリーニングの実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部被ばくの抑制、皮膚被ばくの低減、汚染拡大の防止などのための避難所等における具体的な体制などについて記載。</li> </ul>	<p>（P 3 3）第 2 章 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急・災害医療機関の医療提供体制、広域連携について記載</li> <li>・PAZ内の事前配布を含め、平常時の配備や、緊急時の体制整備について記載</li> </ul> <p>（P 6 5、6 6）第 3 章第 4 節屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施</li> <li>5. 安定ヨウ素剤の予防服用</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の際の住民に対するスクリーニングの実施について、原子力災害対策指針を踏まえ、国の定めた基準に従い、実施する旨記載</li> <li>・PAZ内の住民等に関しては原則として避難と同時に安定ヨウ素剤が服用できるよう、必要な措置を講じる旨記載</li> </ul>